

岡崎市P T A連絡協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、岡崎市P T A連絡協議会（以下「協議会」という）と称する。

(事務局)

第2条 協議会に事務局を置く。

2 事務局は、協議会長の所属校内に置く。

(組 織)

第3条 協議会は、岡崎市内に所在する小中学校及び市立幼保連携型認定こども園P T A（以下「単位P T A」という）の次の代表者をもって構成する。

(1) 会長 (2) 副会長 (3) 校長（園長） (4) 家庭教育委員

(目的及び方針)

第4条 協議会は、単位P T Aの相互連絡、連携を緊密にして、P T A活動を推進するとともに健全な発達をはかることを目的とする。

2 特定の政党や宗教にかたよることなく、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。

(事 業)

第5条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

(1) P T A相互の連絡、情報ならびに意見の交換。

(2) P T Aの正しい運営についての研究。

(3) 義務教育予算についての研究。

(4) 前各号のほか前条の目的を達成するための事業。

(理 事)

第6条 協議会に理事を置く。

2 理事は各ブロック（5ブロック）から8名選出する。（幼保連携型認定こども園を除く）

3 前項の理事は、各ブロックとも次に掲げるとおりとする。

(1) 会 長（小学校2名、中学校1名）

(2) 校 長（小学校2名、中学校1名）

(3) 家庭教育委員（2名）

4 幼保連携型認定こども園ブロック理事は各幼保連携型認定こども園（3幼保連携型認定こども園）から1名ずつ、計3名選出する。

5 前項の理事は、次に掲げる者により構成されるものとする。

(1) 会 長 (2) 園 長 (3) 家庭教育委員

(役 員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

会 長 1名 副会長 5名 書 記 3名 会 計 3名

(監 査)

第8条 協議会に監査2名を置く。

(役員及び監査の選出)

第9条 役員及び監査は、総会において選出する。

(役員及び監査の職務)

第10条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 書記は、事務を掌る。
- 4 会計は、会計を掌る。
- 5 監査は、会計を監査する。

(役員及び監査の任期)

第11条 役員及び監査の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第12条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、前年会長職にあった者とし、任期は1年とする。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じる。

(会議)

第13条 協議会の会議は、総会、理事会及び役員会とする。

- 2 総会は、第3条に掲げる代表者をもって構成し、年1回開くを原則とする。ただし、必要により臨時に開催することができる。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 役員及び監査の承認
 - (3) 事業計画と予算の決定
 - (4) 事業報告と決算の承認
 - (5) その他の重要な事項
- 4 理事会は、役員及び理事でもって構成し、必要に応じ、随時開催し、次の事項を審議する。
 - (1) 実施規定の変更
 - (2) その他総会に次ぐ重要事項
- 5 役員会は、役員及び監査をもって構成し、次の事項を審議する。ただし、監査は議決に加わることができない。
 - (1) 事業の企画
 - (2) その他運営に関する必要な事項
- 6 会議は、会長が招集する。
- 7 会議は、半数以上の出席で成立し、議案は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 8 会長は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、書面により会議の構成員に意見を徴取し又は賛否を問い、会議に代えることができる。
 - (1) 至急の決議が必要で会議を開催する余裕がない場合
 - (2) 災害等のやむを得ない事情により委員を招集することが適切でない場合
 - (3) 軽微な報告等を行う議事のみを取り扱う場合
- 9 前項の規定による会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

(委員会)

第 14 条 本会の活動に必要な事項について、企画運営を遂行するため委員会を置く。

委員会は理事・役員をもって構成する。なお、特別委員会を設置することができる。委員会に関する会則実施規定は別に定める。

(会 計)

第 15 条 協議会の事業に要する経費は、単位 P T A 負担金、補助金その他の収入による。

(会計年度)

第 16 条 協議会の会計年度は、当該年度の総会に始まり次年度の総会までとする。

(個人情報の取扱い)

第 17 条 協議会の事業において必要とされる個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用する。

(会則の改正)

第 18 条 この会則の改正は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得て行う。

(委 任)

第 19 条 この会則の実施について必要な事項は、理事会の議決を得て別に規定を定める。

附 則

1. この会則は、昭和 47 年 6 月 10 日から実施する。
2. この会則は、昭和 51 年 5 月 25 日から実施する。
3. この会則は、昭和 52 年 5 月 20 日から実施する。
4. この会則は、昭和 55 年 6 月 2 日から実施する。
5. この会則は、昭和 60 年 5 月 18 日から実施する。
6. この会則は、平成 4 年 5 月 9 日から実施する。
7. この会則は、平成 7 年 5 月 6 日から実施する。
8. この会則は、平成 18 年 5 月 20 日から実施する。
9. この会則は、平成 22 年 5 月 8 日から実施する。
10. この会則は、平成 29 年 5 月 10 日から実施する。
11. この会則は、令和 4 年 10 月 25 日から実施する。
12. この会則は、令和 5 年 5 月 11 日から実施する。
13. この会則は、令和 7 年 5 月 8 日から実施する。

岡崎市PTA連絡協議会会則実施規程

第1条 岡崎市PTA連絡協議会会則（以下「会則」という）第18条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

第2条 会則第2条第2項に規定する事務局は、当分の間岡崎市教育委員会内に置く。

第3条 会則第6条第2項及び第4項に規定するブロックは、次のとおりとする。

- (1) 葵・岩津・新香山・北
- (2) 竜海・城北・矢作・矢作北
- (3) 甲山・常磐・額田
- (4) 南・翔南・福岡・六ツ美・六ツ美北
- (5) 美川・東海・河合・竜南
- (6) 幼保連携型認定こども園

第4条 会則第9条の規定による選出の方法は、次のとおりとする。

- (1) 各ブロック新旧理事各1名及び幼保連携型認定こども園ブロック1名から成る選考委員会を置く。
- (2) 選考委員会に委員長を置く。
- (3) 副会長の内3名は、小・中学校長会会長、各1名及び家庭教育委員1名をもってあてる。
- (4) 書記の1名は、家庭教育委員をもってあてる。
- (5) 会計の1名は、家庭教育委員をもってあてる。
- (6) 会則第3条に定める代表者の他、単位PTA会長経験者であって単位PTA会員である者も、役員及び監査に選出することができる。

第5条 会則第13条第8項に定める書面による会議の実施の方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、返信期日を定め、構成員に議事資料、書面表決書等を送付する。
- (2) 会議の議案は、その内容が書面により明確に理解できるものに限る。
- (3) 構成員は、返信期日までに書面表決書を返信することをもって会議に出席したものとする。
- (4) 書面表決は、議案毎に賛成又は反対及びその理由等を明らかにするように実施する。
- (5) 終了後、会長は、表決内容及び意見を記録した会議録を調製し、構成員に報告する。

第6条 会則第14条に定める委員会は、次のとおりとする。

- (1) 広報委員会
- (2) PTA交流委員会
- (3) 家庭教育委員会
- (4) 事業検討特別委員会

第7条 会則第15条に規定する単位PTAの負担金は、園児・児童・生徒1人当たり32円とする。

附 則

- 1. この規程は、昭和51年5月25日から施行する。
- 2. この規程は、昭和52年5月20日から施行する。
- 3. この規程は、昭和55年6月2日から施行する。
- 4. この規程は、昭和61年5月17日から施行する。
- 5. この規程は、平成2年5月12日から施行する。
- 6. この規程は、平成4年5月9日から施行する。
- 7. この規程は、平成6年5月7日から施行する。
- 8. この規程は、平成7年5月6日から施行する。
- 9. この規程は、平成13年5月12日から施行する。
- 10. この規程は、平成16年5月8日から施行する。
- 11. (5) 日本PTA全国研究大会（愛知大会）第4分科会運営特別委員会の臨時の期間は、平

成 17 年度までとする。

12. この規程は、平成 18 年 5 月 20 日から施行する。
13. この規程は、平成 20 年 5 月 10 日から施行する。
14. この規程は、平成 22 年 5 月 8 日から施行する。
15. この規程は、平成 25 年 5 月 11 日から施行する。
16. この規程は、平成 29 年 5 月 10 日から施行する。
17. この規程は、令和 4 年 10 月 25 日から施行する。
18. この規程は、令和 5 年 5 月 11 日から施行する。